

(趣旨)

第1条 この告示は、三豊市犯罪被害者等支援条例(令和7年三豊市条例第2号。以下「条例」という。)第8条に基づき、犯罪被害者等の経済的負担の軽減を図るとともに日常生活を支援するため、予算の範囲内において、三豊市犯罪被害者等生活支援金(以下「支援金」という。)を給付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 犯罪行為 条例第2条第1号に定める犯罪等のうち、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為(刑法(明治40年法律第45号)第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含み、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。)をいう。

(2) 犯罪被害 犯罪行為による死亡又は重傷病をいう。

(3) 犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。

(4) 遺族 次の各号のいずれかに該当する者をいう。

ア 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)

イ 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

ウ 犯罪行為により死亡した犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、イに該当しないもの

(5) 重傷病 負傷又は疾病に係る身体の被害で、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が1箇月以上で、かつ、通算3日以上入院を要すると医師に判断されたものをいう。

(6) 市民 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき作成した三豊市(以下「市」という。)の住民基本台帳に記録されている者又はやむを得ない事情により市の住民基本台帳に記録されずに市の区域内に居住している者

2 犯罪被害者の死亡日において胎児であった子が、その後出生した場合における前項第4号イ及びウの規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡日において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときにあっては同号イの子と、その他のときにあっては同号ウの子とみなす。

(給付要件)

第3条 支援金は、次に掲げる要件を満たすときに給付するものとする。

(1) 日本国内又は日本国外にある日本船舶内又は日本航空機内において行われた犯罪行為であること。

(2) 犯罪被害に関し、原則として、警察に被害届等が提出され、かつ、当該事実が警察等の関係機関への照会により確認することができること。

(支援金の種類、額及び給付対象者)

第4条 支援金の種類、額及びその給付を受けることができる者(以下「給付対象者」という。)は、次の各号に定めるところによる。ただし、同一の事案による給付対象者が同一の世帯に複数あるとき又は一の給付対象者が複数の給付を受けるときは、当該世帯における支援金の額の上限は、30万円とする。

(1) 遺族生活支援金

ア 支援金の額 30万円。ただし、次号に規定する重傷病生活支援金の給付を受けた者が当該重傷病生活支援金の給付に係る犯罪行為に起因して死亡した場合は、20万円

イ 給付対象者

(ア) 遺族(次号に規定する重傷病生活支援金の給付を受けた後に死亡した者の遺族を含む。)で、犯罪被害者が犯罪被害を受けた日において市民かつ香川県犯罪被害者等見舞金給付要綱(令和3年4月1日施行。以下「県要綱」という。)に定める遺族見舞金の給付決定を受けたもの

(イ) その他市長が適当と認める第1順位遺族(次条の規定により第1順位となる遺族をいう。)

(2) 重傷病生活支援金

ア 支援金の額 10万円

#### イ 給付対象者

(ア) 重傷病を負った犯罪被害者で、当該犯罪被害を受けた日において市民かつ県要綱に定める重傷病見舞金の給付決定を受けたもの

(イ) その他市長が適当と認める犯罪被害者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、給付対象者としな

(1) 犯罪被害者を故意に死亡させた者

(2) 犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族生活支援金の給付を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(遺族生活支援金の給付順位)

第5条 遺族生活支援金の給付対象者の給付順位は、第2条第1項第4号アからウまでの規定の順序とする。

2 第2条第1項第4号イ及びウに規定する者の給付順位は、それぞれ当該イ及びウに規定する順序とする。この場合において、父母については養父母を先とし、実父母を後とする。

3 給付順位第2位以下の遺族は、給付順位第1位の遺族が遺族生活支援金の給付申請をしない場合は、遺族生活支援金の給付の申請をすることができない。

4 第1項の規定による遺族生活支援金の給付を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、そのうちの1人に対して行った給付は、全員に対してなされたものとみなす。

(給付制限)

第6条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金を給付しないものとする。

(1) 犯罪被害者又は給付順位第1位の遺族が当該犯罪被害につき他の地方公共団体から当該支援金と同種の支援金等の給付を受けている場合

(2) 当該犯罪被害を受けた日において、犯罪被害者又は給付順位第1位の遺族と加害者との間に親族関係(婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡日において事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)があった場合。ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。

(3) 犯罪被害者又は給付順位第1位の遺族が当該犯罪行為を誘発した場合その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は給付順位第1位の遺族に、その責めに帰すべき行為があった場合

(4) 前3号に掲げるもののほか、支援金を給付することが社会通念上適切でないとして市長が認める場合

2 市長は、犯罪被害者又は給付順位第1位の遺族が、次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、市長が別に定める場合を除き、支援金を給付しないものとする。

(1) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると市長が認める者

(給付申請)

第7条 支援金の給付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、三豊市犯罪被害者等生活支援金給付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、県要綱第10条第1項の規定により当該申請者に対して県の見舞金を給付する旨の決定がなされ、かつ、県から本市に対し申請者の情報を提供することについて当該申請者が同意をした場合は、支援金の給付の申請及び請求があったものとみなす。

(1) 県要綱第10条第2項に規定する香川県犯罪被害者等見舞金給付決定通知書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(給付申請の期限)

第8条 申請者は、次に掲げる場合には、前条の規定による申請をすることができない。ただし、当該申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 当該犯罪被害を知った日から1年を経過した場合

(2) 重傷病生活支援金の給付を受けた犯罪被害者が当該重傷病生活支援金の給付に係る犯罪被害に起因して死亡した場合で、その死亡の事実を知った日から1年を経過したとき

(給付決定)

第9条 市長は、[第7条](#)の規定により申請があったときは、その内容を審査し、支援金の給付の適否を決定し、三豊市犯罪被害者等生活支援金給付可否決定通知書([様式第2号](#))により申請者に通知するものとする。

2 市長は、[前項](#)の規定による申請の審査において疑義等が生じたときは、関係機関に照会することができる。

(給付金の支払)

第10条 市長は、[前条第1項](#)の規定により支援金の給付を決定したときは、当該申請者に支援金を給付するものとする。

(給付決定の取消し)

第11条 市長は、申請者が[次の各号](#)のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の給付決定を取り消すことができる。

(1) 当該給付を受ける資格がないと判明したとき。

(2) 偽りその他不正の手段により支援金の給付決定を受けたとき。

(3) [前2号](#)に掲げるもののほか、当該支援金の給付決定を取り消すことが適当であると市長が認めるとき。

(支援金の返還)

第12条 市長は、[前条](#)の規定により支援金の給付決定を取り消した場合において、既に支援金を給付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この告示は、施行の日以降に行われた犯罪行為に係る支援金の給付について適用する。



様式第1号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）三豊市長

申請者 住所  
氏名  
電話番号  
犯罪被害者との続柄（ ）

三豊市犯罪被害者等生活支援金給付申請書兼請求書

三豊市犯罪被害者等生活支援金給付要綱第7条の規定により、必要書類を添えて次のとおり申請（請求）します。

|                                |                                                                                                                          |       |      |  |
|--------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------|--|
| 1 申請する支援金                      | <input type="checkbox"/> 遺族生活支援金 30万円<br><input type="checkbox"/> 遺族生活支援金 20万円<br><input type="checkbox"/> 重傷病生活支援金 10万円 |       |      |  |
| 2 犯罪被害又は犯罪被害者の死亡の<br>事実を知った年月日 | 年 月 日                                                                                                                    |       |      |  |
| 3 振込先口座                        | 金融機関名                                                                                                                    |       | 支店名等 |  |
|                                | 口座種別                                                                                                                     | 普通・当座 | 口座番号 |  |
|                                | フリガナ                                                                                                                     |       |      |  |
|                                | 口座名義                                                                                                                     |       |      |  |
| 4 添付書類                         | (1) 香川県犯罪被害者等見舞金給付決定通知書の写し<br>(2) その他市長が必要と認める書類                                                                         |       |      |  |

<同意書>

三豊市犯罪被害者等生活支援金給付要綱の規定を遵守し、次の事項に同意します。

- 1 提供する個人情報は、三豊市犯罪被害者等生活支援金の給付の目的の範囲内において、県、警察等の関係機関への照会等に利用されることに同意します。
- 2 支援金の給付に係る申請の内容に虚偽がないことを認め、支援金の給付後に給付を受けず事故がいかん期間1ヶ月又は2ヶ月その他不正の手段により当該

決定を受けたと市長が認めるときは、給付を受けた支援金を市に返還することに同意します。

(署名又は記名押印)



様式第2号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

三豊市長 閣下

三豊市犯罪被害者等生活支援金給付可否決定通知書

年 月 日付けで申請のあった三豊市犯罪被害者等生活支援金の給付については、次のとおり決定したので、三豊市犯罪被害者等生活支援金給付要綱第9条第1項の規定により通知します。

1 支援金を給付します。

給付金の額 円

振込予定日 この通知書の発送の日からおおむね4週間後

2 支援金を給付しません。

理由

